

◆よくあるご質問

Q: 既存建物の建替えでも届出は必要ですか？

A: 過去に建築工事や遺跡の発掘調査が行われたかどうかに関わらず、**工事のたびに届出が必要**となります。取扱いについては届出の内容をもとにして改めて判断しますので、既存建物があることで自動的に調査不要となるものではありません。

Q: 建物が複数棟である場合、届出は各棟分必要ですか？

A: ケースにより異なりますので、基本的には次のとおりご提出ください。なお、**図面は全棟分**ご提出ください。

- ・**同一宅地内かつ同一事業者で、各棟ともほぼ同じ工期で建てる場合** ⇒ 全棟分1つの届出にまとめて提出
- ・**各棟で工期が大幅に異なる場合** ⇒ 工期ごとに都度提出
- ・**同一工期・同一事業者であっても、計画地が離れている場合** ⇒ 計画地別に提出
- ・**棟や区画によって事業者が異なる場合** ⇒ 事業者ごとに届出をまとめてください

Q: 宅地造成を行う場合は届出が必要ですか？またその後建物を建設予定ですが、それも届出が必要ですか？

A: いずれも必要です。まず宅地造成・開発について書類をご提出いただきます(この時点で建物の計画・設計が具体的に決まっている場合は建物分もまとめて提出)。その後、建物分についても改めて書類をご提出ください。なお、**土地のみの分譲の際は造成・開発に関する届出のみ**で結構ですが、土地購入者等がその場所で建物を建てる際は、その施主を届出者として改めて届出が必要となります。

Q: 工事に入る前に既存建物の解体や地盤調査を行う予定ですが、それも届出が必要ですか？

A: 基本的には次のとおりに届出の判断をお願いします。不明な場合は生涯学習課までお尋ねください。なお、解体工事前に届出をいただければ比較的スムーズに対応ができますので、ご協力をお願いします。

- ・**届出は不要**: 既存建物の基礎を残した状態での建替えや増改築(地面の掘削を伴わない工事)
地盤調査(SS式調査や表面波探査など、地面を掘削しないか、掘削範囲が非常に狭小な調査)
- ・**届出が必要**: **既存建物の解体に伴い、基礎部分も撤去する場合**
地盤調査のうち平盤載荷試験(掘削面積が比較的大きいため立会が必要です)

Q: 木造2階建の建築物を計画中で、〇〇cm程度の基礎ですが、この程度の規模であれば調査不要ですか？

A: 届出の工事によって埋蔵文化財に影響を与えるかどうか(**主にどれだけ地下を掘削するか**)が判断基準ですので、建物の構造や階数は関係ありません。また、遺跡が確認できる深さは自然の地形である関係上場所によって異なるため、一律の基準を設けることができません。あくまで届出の工事内容や計画地周辺の状況等をもとにして判断します。